

都市計画の案の理由書

1 名称

調布都市計画生産緑地地区の変更

2 理由

生産緑地地区は、市街化区域内にある農地等で、公害又は災害の防止、農業と調和した都市環境の保全等に役立つものを計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るために定めた地域地区である。

平成3年の生産緑地法（昭和49年法律第68号）の改正以降、生産緑地地区として指定した地区のうち、指定期間が満了したことによる買取り申出に伴う行為の制限解除又は主たる農業従事者の相続の発生による買取り申出に伴う行為の制限解除により、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を削除する。

また、良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内に存在し、周辺の生産緑地地区と一体的に管理されている農地等について、新たに生産緑地地区として指定する。

こうしたことから、生産緑地地区の一部の削除及び新たな指定に伴い、生産緑地地区を変更するものである。